

(2) 検討すべき論点

統合・広域化については、県内においても様々な姿、枠組みが想定しうるところで、これまでの県・市町村による検討においても、用水供給事業体の水平的な統合・広域化という考え方や、用水供給事業の圏域単位での用水供給事業体と末端水道事業体の垂直的な統合・広域化という考え方、さらには県内の事業体全てによる統合・広域化という考え方が示されています。どのような姿の統合・広域化を進めるべきかを考える上で、検討すべき論点について、以下で現段階での整理を行います。

新しい概念による統合・広域化について

従来はハード中心の統合が想定されたことから地理的・地勢的な条件の下で統合の姿を考えるのが一般的でしたが、新たな概念による統合・広域化においては、より柔軟に統合の姿を考えることができます。今後本県において検討する統合・広域化については、施設の統合を中心とする従来の統合ではなく、経営や運転管理の統合を中心とした新たな概念による統合を前提とし、柔軟かつ効率的に統合・広域化の効果を発揮させるようにすべきと考えます。

統合効果の発揮について

前節においては、本県における事業体の統合により一般的に想定される効果を整理しましたが、実際の統合・広域化においては、水平統合、垂直統合等の統合・広域化の姿、枠組みによって、その効果の現れ方は異なってくると考えられます。

多少の程度の差こそあれ、いずれの統合の場合であっても共通して期待される効果は多いものの、本県においては特に、水道用水供給事業の水平的な統合の場合には、広域的な災害対策、柔軟な水資源融通、料金水準の長期的な安定・抑制化の効果が強く期待されます。なお、この場合であっても、水道用水供給事業の統合に併せて末端給水事業の広域化を実施しなければ、財政基盤の強化や組織規模の確保、水質職員の専門性の向上等については効果が十分には期待できないと考えられます。

次に、水道用水供給事業体とその受水団体との垂直的な統合の場合には、原水から給水までの一貫した水質管理や地域での水質の集約管理の実施、コストの一体管理による経営効率化の効果が強く期待されます。

いわゆる県内水道一元化の場合、水道用水供給事業体の水平的な統合の効果と水道用水供給事業体・受水事業体の垂直的な統合との効果の双方を得られる可能性も考えられます。しかし、その一方で、極めて大規模な事業体となることにより、施設単位等での効率化の努力が全体の経営状況に表れにくくなり、結果として運営の効率化への意欲が削がれる等統合のマイナス効果が出る懸念があります。

【表 - 8】 水平統合と垂直統合の比較

	水 平 統 合	垂 直 統 合
サービス水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な施設更新 ・技術水準の維持・継承 ・組織規模の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な施設更新 ・技術水準の維持・継承 ・組織規模の確保
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・水質職員の専門性の向上 ・広域的な災害対策 ・柔軟な水資源融通 ・環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質職員の専門性の向上 ・原水から給水までの一貫した水質管理 ・地域における水質の集約管理 ・柔軟な水資源融通 ・環境負荷の低減
運営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減による経営の効率化 ・料金水準の長期的安定・抑制化 ・財政基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの一体管理による経営効率化 ・財政基盤の強化
懸念される問題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模が肥大することによる効率化への意欲の減退の懸念 ・一部地域又は市町村で水道料金（又は受水料金）上昇の懸念 	

* 太字：特に効果が期待できる事項。

県・市町村の役割との整合性について

県内水道の経営を統合・広域化により再編するにあたっては、県・市町村の水道におけるあるべき役割についての考え方と整合した組織とすべきです。

前述のとおり、水道事業は原則として基礎自治体である市町村が担っていくものです。その一方で、千葉県における広域的な水源確保及び用水供給については、県が広域的機能として関与することも考えられます。

現在は県・市町村の役割が不明確であることについて、これまでの経緯や地域的な事情もあるため、直ちに全てを県と市町村の役割を明確化した組織とすることは容易ではないとしても、統合・広域化にあたっては県・市町村の役割を踏まえ、それと整合した組織を検討すべきと考えます。

県民全体での共同負担について

千葉県は水源の確保の点で不利な地域であり、また、その中であって県内でも水源の担保に要する負担に大きな地域差があります。広域的な水源の担保に必要な費用については、個々の水道事業体の経営努力により縮減することが困難な性格のものであることから、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をする